（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第三百十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（小型船舶の登録等に関する法律の一部改正）

第三百十二条　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第三百十三条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「者は」を「者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第三百十四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

第百五条第二項中「並びに第九十四条から第九十六条まで」を「、第九十四条並びに第九十五条」に改める。

第百六十五条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事等は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、組合又は個人施行者の上級行政庁とみなす。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第三百十五条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三百十六条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「した処分」を「する処分又はその不作為」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正）

第三百十七条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第三百十八条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「者は」を「者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

第三百十九条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項中「処分」の下に「についての審査請求の裁決」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

第十三章　環境省関係

（自然公園法の一部改正）

第三百二十条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第三百二十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定保障措置検査等実施機関の上級行政庁とみなす。

第七十条第二項及び第三項を削る。